

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

遺贈の放棄をしたいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定にもとづき、この案を提出いたします。

権利の放棄について

1 放棄する権利

遺贈にかかる土地および建物の所有権

2 遺言者

(1) 遺言作成時の住所

東京都青梅市梅郷 1 丁目 8 9 番地

(2) 氏名

故 藤 本 芳 子

3 受遺者

青梅市

4 遺言の内容

藤本能道の業績を伝える記念館を立ち上げて運営することを条件に、遺言者が所有する不動産の全部を遺贈する。

5 遺贈の対象となる財産

(1) 土地（登記簿上）

東京都青梅市梅郷 1 丁目

番地	地目	面積 (㎡)
8 8 番 1	宅地	200.00
8 8 番 2	宅地	330.00
8 9 番	宅地	790.00
合 計		1,320.00

(2) 建物（登記簿上）

ア 所在

東京都青梅市梅郷1丁目88番地1、89番地、88番地2

イ 家屋番号 88番1の1

主／附属	種類	構造	面積 (㎡)	備考
主	居宅 車庫	木造セメント瓦 葺2階建	1階 53.54 2階 117.50	昭和48年3 月31日新築
附属1	研究所	木造セメント瓦 葺平家建	104.40	
附属2	茶室	木造杉皮葺平家 建	17.28	昭和51年9 月20日新築
附属3	倉庫	木造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	16.00	昭和60年12 月22日新築
附属4	倉庫	木造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	25.97	昭和60年12 月22日新築
合 計			334.69	

6 放棄の理由

遺贈の対象となる財産について、遺言者の遺志に応じて活用することが困難であるため、遺贈を放棄する。